

毎月勤労統計調査における ベンチマーク更新等について（参考）（案）

毎月勤労統計調査の改善に関する
ワーキンググループ

毎月勤労統計調査の概要

調査の目的

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

調査の概要

区分		調査事業所数 ^(注)	調査周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約15,000	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 性別常用労働者数及び性別パートタイム労働者数 性別常用労働者及びパートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額等 	【母集団情報】 事業所母集団データベース 【標本抽出方法】 層化無作為抽出（1年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング） ※ 従業員500人以上は全数調査	厚生労働省 - 都道府県 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 郵送調査 オンライン調査
	地方調査	約25,000					
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約18,000	毎月	<ul style="list-style-type: none"> 性別常用労働者数及び性別パートタイム労働者数 性別常用労働者及びパートタイム労働者に係る出勤日数、所定内・所定外労働時間数、きまって支給する給与額等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出（半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング）	厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 オンライン調査 ※ 災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査が可能
	地方調査	約18,000					
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約22,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> 常用労働者ごとの性別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額等 	【母集団情報】 経済センサス 【標本抽出方法】 集落抽出 （抽出した調査区内において、常用労働者を5人未満雇用する全事業所を抽出する）	厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> 調査員調査 ※ 災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には、郵送調査又はオンライン調査が可能

(注) 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもあり、両者の報告者数の差が、地方調査のみの報告者数である。

毎月勤労統計調査の現状

調査概要

○調査内容

常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握（全国調査及び地方調査）、1～4人雇用する事業所については毎年7月※1における状況を把握（特別調査）。※1. 令和2年度については調査を中止。代替調査（郵送・オンライン）を10月に実施。

○調査時期

・全国調査及び地方調査：毎月 ・特別調査：毎年7月

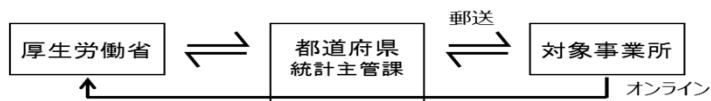
○調査客体数（全て抽出調査※2）

- ※2. 500人以上規模は全数調査
- ・全国調査 約33,000事業所（令和2年の回収率：約80%）
- ・地方調査 約43,000事業所
- ・特別調査 約22,000事業所（令和元年の回収率：約88%）

○調査方法・調査経路

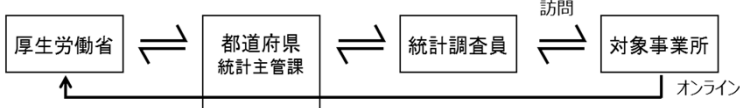
<全国調査・地方調査>

・第一種事業所（常用労働者30人以上規模）※3



※3. 令和元年6月から、一部の500人以上規模の事業所は国直轄で調査。

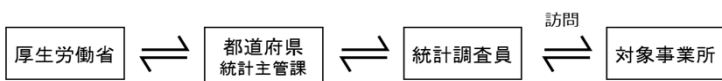
・第二種事業所（常用労働者5～29人規模）※4



※4. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送調査が可能。

<特別調査>

・同1人以上5人未満雇用する事業所※5



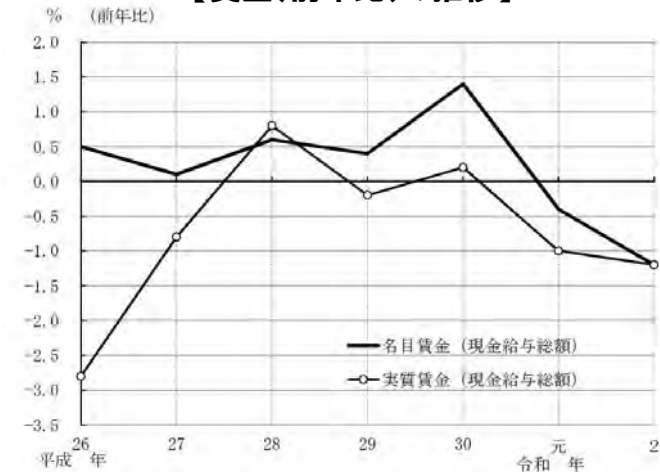
※5. 災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合には、郵送・オンライン調査が可能。（令和3年～）

主な結果

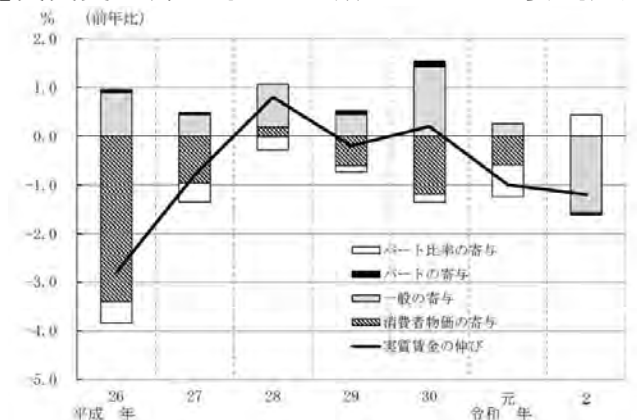
（令和2年・実数・前年比）

名目賃金（現金給与総額）	318,405円	1.2%減
一般労働者	417,475円	1.7%減
パートタイム労働者	99,384円	0.4%減
実質賃金（現金給与総額）		1.2%減
総実労働時間	135.1時間	2.8%減
パートタイム労働者比率	31.13%	0.40%増減

【賃金(前年比)の推移】



【実質賃金(現金給与総額)の前年比の要因分解】



利活用事例

- ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、毎月きまって支給する給与を利用
- ・月例経済報告、経済財政白書等において、賃金等の動きを利用
- ・国民経済計算の推計に際し、雇用者報酬の算定資料に利用

毎月勤労統計調査におけるベンチマークの更新について

- 毎月勤労統計調査は、産業・規模別に調査事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行っている（前月末労働者数＝母集団労働者数となるように調査した数値に推計比率を乗じて集計）。このため、**母集団労働者数を適切に設定することが賃金・労働時間を適切に推計するために重要**となる。
- 母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス－基礎調査」等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により本月末労働者数を推計し、翌月の母集団労働者数とする推計方式（リンク・リラティブ）を用いている。また、この労働者数（前月末労働者数と本月末労働者数の平均）は、**産業・規模別の一人平均の賃金・労働時間等の集計値を積み上げる際のウエイト**となっている。
- 上記のとおり、**母集団労働者数は、毎月推計により更新していくため、年月がたつにつれて、推計と実績との間に乖離が生じてくる**。このため、調査対象事業所の抽出替えの際に、「経済センサス－基礎調査」等の結果を労働者数のベンチマーク（水準点）として、**毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数の実績との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を行っている**。この作業を「**ベンチマーク更新**」という。

※ ベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数を過去に遡って改訂する。

※ 前回のベンチマーク更新は、「平成26年経済センサス－基礎調査」を用いて平成30年1月に行っており、全事業所の労働者数が得られる「令和3年経済センサス－活動調査」の結果が利用できるようになる令和6年1月分調査頃までベンチマーク更新を遅らせると、調査対象事業所の抽出替えの際、賃金・労働時間の集計結果のウエイト変化によるギャップが大きくなる懸念がある。

「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」の開催状況等

第1回（令和3年7月9日）

- 事務局から、毎月勤労統計調査の概要及びこれまでの経緯について説明
- ワーキンググループの進め方について、まずは、ベンチマーク更新の方法を中心に検討し、その後、更なる課題を検討することを確認
- 次回のベンチマーク更新にあたり、ベンチマークの候補となる統計、データの課題を事務局から説明
⇒ 推計と実績の乖離を早期に是正するために、「令和3年経済センサス-活動調査」の公表を待つことなく、次回のベンチマーク更新は令和4年1月に行うこととし、第2回で試算結果をもとに議論を行うことを確認

第2回（令和3年8月26日）

- 事務局から、ベンチマーク更新の検討に当たって、以下を提示して議論
 - 令和元年次フレームのデータ更新状況
 - 平成28年経済センサス-活動調査を用いる場合の公営事業所の推計方法の案
 - ベンチマーク更新を行った場合の影響の試算

第3回（令和3年11月5日）

- 事務局から、ベンチマーク更新の検討に当たって、追加の資料を提示。
- 令和4年1月に行うベンチマーク更新については、「平成28年経済センサス-活動調査」を用いることとし、公営事業所の労働者数については、平成26年から令和元年の公営事業所数の増減率等を用いて推計する方針を確認

第4回（令和3年12月17日）

- これまでの議論を取りまとめた報告案について、厚生労働統計の整備に関する検討会に報告することを確認

「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」について

- 毎月勤労統計調査について、ベンチマーク更新の実施に当たっての検討を行うとともに、その他の課題（※）についての検討を進めるために、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を置く。

（※）母集団労働者数の推計精度の向上、標本設計の見直し等

（構成員）

稲葉 由之（青山学院大学経営学部 教授）

- ◎ 加藤 久和（明治大学政治経済学部 教授）

風神 佐知子（慶應義塾大学商学部 准教授）

高橋 陽子（独立行政法人労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

樋田 勉（獨協大学経済学部国際環境経済学科 教授）

※ ◎は主査

（審議協力者）

西郷 浩（早稲田大学政治経済学術院 教授）

眞子 武久（東京都総務局統計部 人口統計課長）